

～裁判例の紹介～

「排水栓装置」事件

東京セントラル特許事務所
パートナー弁理士 岸本達人
(作成日 2021年11月1日)

判決のポイント

本件発明と甲1発明の間の相違点に本件周知技術を適用する動機付けがあるとする理由は主張されていたが、その理由が適切であることを裏付ける根拠が示されていなかったため動機付けがあることが認められず、甲1および本件周知技術に基づいて、本件発明と甲1発明の間の相違点を本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものとは認められない、とされた。

副引例の代わりに周知技術を参酌する場合も、引用発明に副引例を組み合わせる場合と同様に、当該周知技術が単なる設計的事項であるといえる場合は別として、動機付けがあることをしっかりと説明すべきであると考えられる。

事件の表示 知財高裁 令和3年4月28日
令和2年(行ケ)第10030号 審決取消請求事件
参照条文 特29条2項
Key Word 周知技術、動機付け

<<目次>>

第1章 事案の概要

1. 特許庁における手続の経緯等
2. 本件発明
3. 本件審決
 - (1) 本件審決の理由の要旨
 - (2) 本件審決が認定した甲1発明
 - (3) 本件発明と甲1発明の一致点及び相違点
4. 争点

第2章 裁判所の判断

1. 本件周知技術の認定
2. 相違点1の容易想到性の判断の誤り

第3章 考察

1. 判決の解説
2. 実務上の指針
 - (1) 周知技術の構成を適用する動機付けの必要性について
 - (2) 周知技術を適用する動機付けの理由が適切であることを裏付ける根拠を示す必要性について
 - (3) 周知技術の認定に関する留意点

参考文献

第1章 事案の概要

1. 特許庁における手続の経緯等

原告は、平成22年5月18日、発明の名称を「排水栓装置」とする特許出願（本件出願）をし、平成28年7月29日、本件特許について特許権の設定登録（特許第5975433号）を受けた。

被告は、平成28年11月28日、本件特許について特許無効審判（無効2016-800131号。別件無効審判）を請求した。原告は、平成29年2月9日付けで訂正請求（本件訂正）をした。特許庁は、本件訂正を認めた上で、別件無効審判を請求不成立とする審決（別件審決）をした。被告は、別件審決の取消しを求める審決取消請求訴訟（平成29年（行ケ）第10189号）を提起したが、請求棄却の判決がなされ、同判決は確定し、別件審決も確定した。

被告は、平成31年3月7日、本件特許について特許無効審判（無効2019-800019号）を請求した。特許庁は、令和2年2月6日、「特許第5975433号の請求項1に係る発明についての特許を無効とする。」との審決（本件審決）をし、その謄本は、同年2月17日、原告に送達された。

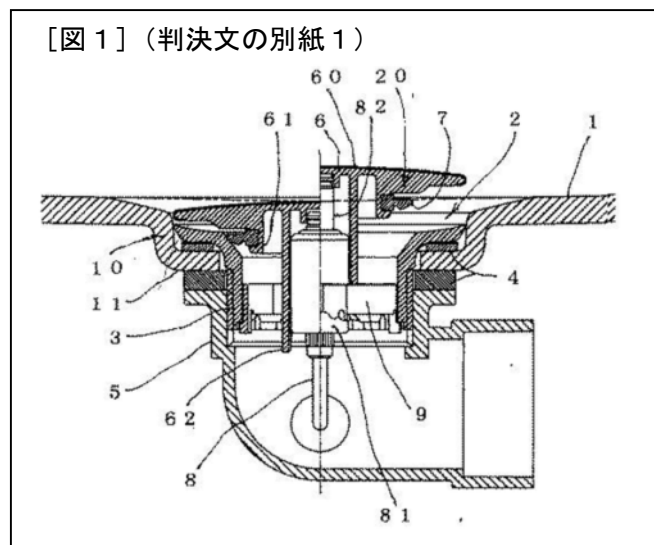
原告は、令和2年3月10日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2. 本件発明

本件訂正後の請求項1は次のとおりであり、下線部は訂正箇所である。また本件発明を下記図1に示し、請求項1中に図1中の主要な符号を付記する。

[請求項1]

水槽の底部（1）に、円筒状陥没部（10）を形成し、該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部（11）が排水口金具（3）と接続管（5）とで挟持取付けられて排水口部（2）を形成し、該排水口部には、排水口金具を露出しないように覆うカバー（6）が該円筒状陥没部内に設けられ、その円筒状陥没部内を上下動するカバーが、前記排水口金具のフランジ部とほぼ同径であるとともに、前記円筒状陥没部に接触せず、止水時には、水槽の底部面に概ね面一とされ、該カバーの下面には、排水口金具とで密閉可能に止水するパッキン（4）を挿通保持する軸部（61）が設けられて排水栓（20）を構成し、該排水栓の昇降でパッキンによる開閉がされることを特徴とする排水栓装置。



[本件発明の効果] (本件公報の段落 0008)

本発明の排水栓装置は、排水口金具が露出しないように排水口部を覆うカバーと、そのカバーの軸部に挿通保持される排水を止水するパッキンとで構成される排水栓であり、これら相互が作用されることなく、独自に充分且つ正確な効果を果し得ることができる。例えば、パッキンは、カバーが排水口部の円筒状陥没部内において上下動可能で接触しないので、パッキンの押圧止水作用に妨げとならず、カバーの作用と関係なく排水口金具のフランジ部との密閉止水をすることができる。また、カバーは、パッキンの密閉止水の作用に関係なく位置設定ができ、水槽の底部面との概ね面一が簡単且つ容易に位置決めできる。

よって、排水栓は、そのパッキンを排水口金具のフランジ部に搭載するだけでの軽い接触でも排水を止水することができ、更に、カバーが水槽の底部面と概ね面一にされ、排水口部を覆うことになって排水口部内の汚れを覆い隠すことができ、見栄え良くできる。

3. 本件審決

(1) 本件審決の理由の要旨

本件発明は、本件出願前に頒布された刊行物である甲 1 (独国実用新案第 29904139 号明細書) に記載された発明及び周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(2) 本件審決が認定した甲 1 発明

[甲 1 発明]

浴槽の底部 1 は、開口部を有し、その縁部 2 は、貫通する方法で湾曲しながら徐々に下側に向かって成形され、

この開口部の中には、排水装置が挿入されており、この排水装置は、おおよそ筒状を呈した排水ケーシング 3 を有しており、

排水ケーシング 3 の上端部にはパッキン 5 を保持し固定するフランジ 4 が配置されて、上記縁部 2 の下端が該パッキン 5 に接しており、

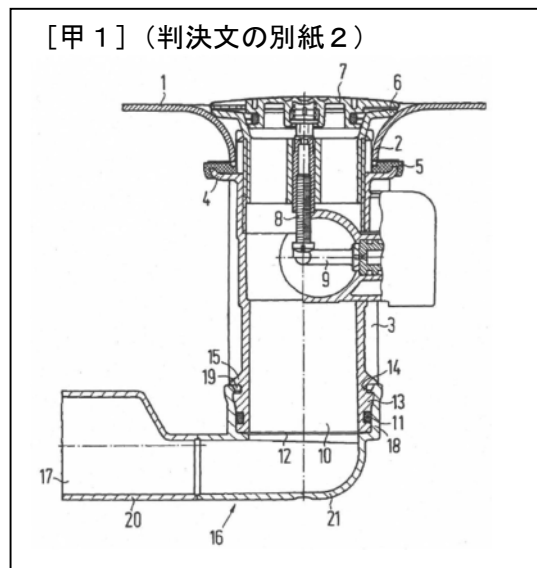
上側からは、排水カップ 6 が、排水ケーシング 3 の中へネジ固定により挿入されて、上部外側の縁部分で浴槽の底部に接しており、

排水カップ 6 の内側には、排水カップ 6 の上端の径と略同径の閉塞板 7 が挿入されており、タペット 8 を用いることにより上昇させたり、下降させたりすることができ、

閉塞板 7 は、開口部に接触せず、閉鎖時には、浴槽の底部 1 に概ね面一とされ、

閉塞板 7 の裏側には、径内方向に凹んだ断面コ字状の環状の溝部が設けられ、該溝部にパッキンが保持されている、

排水装置



(3) 本件発明と甲1発明の一致点及び相違点

(一致点)

水槽の底部に、貫通する方法で下側に向かって形成された縁部が、排水口金具と接続管とで挟持取付けられて排水口部を形成し、

該排水口部には、排水口金具を露出しないように覆うカバーが設けられ、

上下動するカバーが、前記排水口金具のフランジ部とほぼ同径であるとともに、前記縁部に接触せず、止水時には、水槽の底部面に概ね面一とされ、

該カバーの下面には、排水口金具とで密閉可能に止水するパッキンを挿通保持する軸部が設けられて排水栓を構成し、

該排水栓の昇降でパッキンによる開閉がされる排水栓装置である点。

(相違点1)

縁部について、

本件発明は、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に形成された内向きフランジ部が排水口金具と接続管とで挟持取付けられているのに対し、

甲1発明は、貫通する方法で湾曲しながら徐々に下側に向かって縁部2が形成されて、該縁部2が挟持取付けられている点。

(相違点2)

排水口部のカバーが、

本件発明は、円筒状陥没部内に設けられ、その円筒状陥没部内を上下動し、円筒状陥没部に接触しないのに対し、

甲1発明は、円筒状陥没部や内向きフランジ部が形成されていないので、本件発明のような構成を備えていない点。

4. 争点

- (1) 本件発明及び相違点の認定の誤り及び看過
- (2) 相違点1の容易想到性の判断の誤り
- (3) 相違点2の容易想到性の判断の誤り

第2章 裁判所の判断

裁判所は、本件審決における本件発明及び相違点の認定に誤りはないが、相違点1の相違想到性の判断に誤りがあると判示し、特許を無効とする旨の本件審決を取り消した。

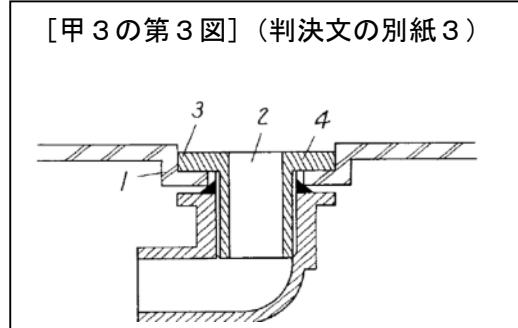
1. 本件周知技術の認定

甲3、甲5、甲8の記載事項によれば、「水槽の底部に、円筒状陥没部を形成し、該円筒状陥没部の底部に内向きフランジ部を形成し、該内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付けること」(本件周知技術)は、本件出願当時、周知であったことが認められ

る。

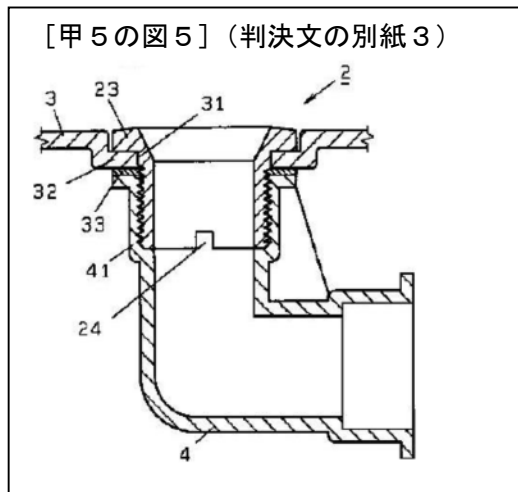
(1) 甲3の記載事項（実願昭 61-10011 号（実開昭 62-125173 号）のマイクロフィルム）

甲3には、浴槽および洗面器の底部の排水口1に、円筒状に陥没した部分と、さらにその下端から内向きにフランジとが形成されていること、該フランジは、排水口金具2と排水管接続金具で挟持取付けられていること、排水口金具の支持片3と内向きフランジが略同径であることが示されている。



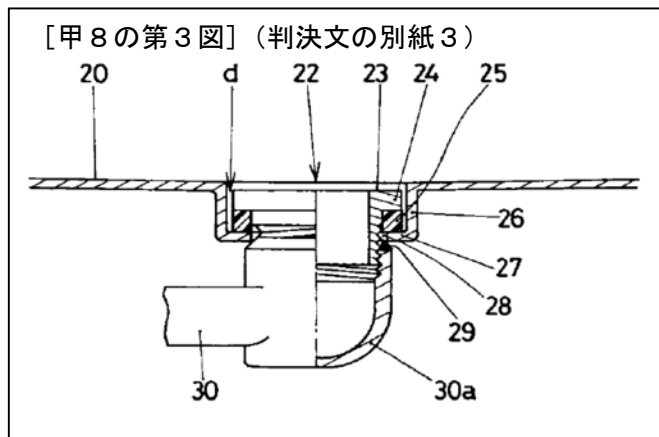
(2) 甲5の記載事項（特開 2000-220186 号公報）

甲5には、浴槽の底板3の排水孔31に、円筒状に陥没した部分と、その下端から内向きにフランジとが形成されていること、該フランジは、排水栓受け部材2のフランジ23とエルボ4の立上管41とで挟持取付けられていること、排水栓受け部材2のフランジ23と底板3の受け部32とは略同径であることが示されている。



(3) 甲8の記載事項（実願平 1-1988 号（実開平 2-93373 号）のマイクロフィルム）

甲8には、床パン20の排水口22に、円筒状に陥没した垂下壁部26と、さらにその下端から内向きに底部27とが形成されていること、底部27は、排水具23のフランジ24と排水管30の接続部30aとで挟持取付けられていること、排水具23のフランジ24と排水口の底部27とは、略同径であることが示されている。



2. 相違点1の容易想到性の判断の誤り

(1) 甲1の図面から、甲1発明の底部の縁部2は、排水カップ6と、排水ケーシング3とで挟持取り付けられていることを理解できる。

他方で、甲1には、縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取り付けられていることやその作用等について明示的に述べた記載はない。また、甲1の記載事項全体(図面を含む。)をみても、縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取り付けられている構成について、取付けの強固さや水密性等の観点から、改良すべき課題があることを示唆する記載もない。

(2) 本件周知技術に係る甲3、5及び8には、円筒状陥没部の底部に形成した内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成の作用等について述べた記載はない。また、甲3、5及び8には、取付けの強固さや水密性等の観点から、内向きフランジ部を排水口金具と接続管とで挟持取付ける構成が、甲1の図面記載の縁部2が排水カップ6と排水ケーシング3とで挟持取付けられる構成よりも優れていることを示唆する記載はない。

(3) 甲1に接した当業者は、甲1発明の縁部2の構成について、取付けの強固さや水密性の点において課題があることを認識するとはいえないから、甲1発明の縁部2に本件周知技術の構成を適用する動機付けがあるものと認めることはできない。

したがって、当業者は、甲1及び本件周知技術に基づいて、甲1発明において、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものと認めることはできない。

(4) 被告は、甲1に接した当業者は、取付けの強固さや水密性等を考慮し、甲1発明の「縁部2」に本件周知技術を適用することによって、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができた旨主張する。

しかしながら、被告の上記主張は、前記説示したとおり、採用することができない。

第3章 考察

1. 判決の解説

被告は、動機付けの理由として、取付けの強固さや水密性等を考慮して甲1に本件周知技術を適用することは容易に想到できる旨を主張したが、引用文献(甲1、3、5および8)には、取付けの強固さや水密性等について何も記載されていなかった。被告は、動機付けの理由を説明することはできたが、その理由を裏付ける根拠を示すことができなかった。

裁判所は、主引例および本件周知技術を示す文献のいずれにも、本件周知技術の構成が図によって示されているだけであり、引例である甲1は、取付けの強固さや水密性等の観点から甲1発明の挟持取付ける構造には改良すべき課題があることを示唆しておらず、本件周知技術を示す文献(甲3、5および甲8)も、取付けの強固さや水密性等の観点から本件周知技術の構成が優れていることを示唆していないため、「動機付けがあるものと認めることはできない」のであり、「当業者は、甲1及び本件周知技術に基づいて、甲1発明において、相違点1に係る本件発明の構成とすることを容易に想到することができたものと認めることはできない」と判断した。

2. 実務上の指針

(1) 周知技術の構成を適用する動機付けの必要性について

特許発明または出願中の発明（以下「本件発明」と称する。）の進歩性を、主引例と副引例を組み合わせて判断する場合、本件発明と主引例から特定される引用発明との間の相違点に係る引用発明の構成に、副引例に示されている構成を適用する動機付けがあることが求められる（特許実用新案審査基準を参照）。

一方、副引例の代わりに周知技術を参酌する場合には、周知技術を認定しただけで動機付けがあることについては検討せずに容易想到性を認めた例（例えば、本件の前審である本件審決、および平成 23 年（行ケ）10439）と、周知技術を認定するだけでなく、動機付けがあることも認めたとうえで容易想到性を認めた例（例えば、本件、平成 28 年（行ケ）10162 号）があるが、近年は動機付けがあることを求める例が多い印象を受ける。

したがって、副引例の代わりに周知技術を参酌する場合も、引用発明に副引例を組み合わせる場合と同様に、当該周知技術が単なる設計的事項であるといえる場合は別として、動機付けがあることをしっかりと説明すべきであると考えられる。

(2) 周知技術を適用する動機付けの理由が適切であることを裏付ける根拠を示す必要性について

周知技術を適用する動機付けの理由が適切であることを裏付ける根拠は、必要に応じて求められるものであり、常に必要とされるわけではないと考えられる。この点は、副引例に示されている構成を適用する動機付けがあることを検討する場合と変わらない。

主引例と組み合わせる周知技術の技術的意義は、文献や技術常識から十分に明らかでないことが多い。本件においても、そのような事情があっただろうと推測される。

参考文献

- (1) 神谷恵理子「進歩性判断における周知技術・技術常識の位置づけ」、*パテント* Vol. 72, No. 6, p. 35-43 (2019)
- (2) 辻本希世士「進歩性判断における周知技術と設計事項の位置づけ」、*知財ぷりずむ* Vol. 10, No. 120, p. 8-14